



入園受付

令和9年度 保育所入所案内

【入所受付期間】

一斉受付

受付期間: 令和8年10月1日(木)から10月30日(金)

入所対象月: 令和9年4月から令和10年3月

随時受付(途中入所)

受付期間: 入所希望月の2か月前の20日まで

入所対象月: 令和9年5月から令和10年3月(途中入所)

※ 入所予定者数を把握するため、途中入所希望の方も一斉募集期間中の申請にご協力ください。

【受付場所及び時間】

子ども・子育て支援課(須崎市総合保健福祉センター1F)

平日8:30から17:15まで

【必要書類】(P.6をご参照ください)

書類の配布は、子ども・子育て支援課で行います。

申し込み先

〒785-8601

須崎市山手町1番7号

須崎市子ども・子育て支援課

幼保支援係 TEL:0889-42-1229

も く じ

1. はじめに	P.2
2. 須崎市内保育施設一覧	P.2
3. 教育・保育給付認定	P.3
4. 求職中・妊娠・出産の取り扱いについて	P.4
5. 変更の届出について	P.5
6. 入所申請受付期間	P.5
7.入所申請書類	P.6
8.手続きの流れ	P.7
9.広域入所について	P.8
10.入所の決定について	P.9
・ 入所選考について	・ 入所決定通知について
・ 利用保留となった場合	・ 子育てのための施設等利用給付のみなし認定
11.入所後の注意事項	P.10
・ 新入児のならし保育について	・ アレルギー対応について
・ 家庭状況調査(現況届)について	・ 転園について
・ 退園について	
12.保育料(利用者負担額)について	P.11
・ 保育料算定方法	・ 令和8年度利用者負担額一覧(参考)
・ 第2子以降の保育料軽減について	・ 保育料の納付について
・ 保育料を滞納した場合	・ 延長保育料について
13. 副食費(給食費)について	P.14
14. 市町村民税の申告について	P.14
15.子育て関連サービスについて	P.15
16.各施設の紹介	P.16



1. はじめに

保育所は、保護者の就労や疾病・障害、親族の介護など、「保育の必要性」(家庭での保育が困難な事由)が認められる場合に入所できる施設です。家庭での保育が可能と認められる場合は、入所できません。

- ・家事や育児を目的として、
- ・幼児教育を受けさせたい、
- ・集団生活に慣れさせたい、
- ・幼稚園に入園する年齢に達していない、
- ・育児休業を延長するために利用保留通知書が欲しいなどの理由では申請・入所できないんだよ。



2. 須崎市内保育施設一覧

施設名		住所	入所年齢(※1)	利用定員(※2)
公立 保育所	吾桑保育園	須崎市吾井郷乙520番地	1歳～	60
	安和保育園	須崎市安和665番地2	1歳～	30
施設名		住所	入所年齢(※1)	利用定員(※2)
私立 保育所	おひさま保育園	須崎市吾井郷乙1917番地1	6ヶ月～	140
	上分保育園	須崎市上分甲2番地2	1歳～	30
	浦ノ内保育園	須崎市浦ノ内東分168番地186	1歳～	35
	須崎保育園	須崎市東糺町2番28号	6ヶ月～	80
施設名		住所	入所年齢(※1)	利用定員(※2)
小規模 保育事業 B型	あゆみ乳児保育園	須崎市多ノ郷甲306番地96	3ヶ月～	9

※大間保育園は令和9年3月31日をもって閉園いたします。

※私立保育所4園については、社会福祉法人須崎市保育協会が管理運営をしています。公立保育所1園についても、同法人が指定管理者として委託を受けて運営しています。

※1 入所月の1日時点で入所年齢に到達している児童が入所できます。

※2 保育士の配置状況などにより実際に入所できる人数と異なる場合があります。



入所児童のクラスは、令和9年4月1日時点の年齢で決まります。

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	R8.4.2～	3歳児(年少)	R5.4.2～R6.4.1
1歳児	R7.4.2～R8.4.1	4歳児(年中)	R4.4.2～R5.4.1
2歳児	R6.4.2～R7.4.1	5歳児(年長)	R3.4.2～R4.4.1

3.教育・保育給付認定

保育所に入所するには、「教育・保育給付認定」の2号または3号の申請が必要となります。

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	利用できる施設
■ 1号認定 ■	3歳～5歳	なし	幼稚園、認定こども園(教育部分)
□ 2号認定 □	3歳～5歳	あり	保育所、認定こども園(保育部分)
□ 3号認定 □	0歳～2歳	あり	保育所、認定こども園(保育部分)、 小規模保育事業所

保育の必要性

2号認定または3号認定を受けるためには、保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。事由は次のとおりです。

認定の有効期間や必要量(保育時間)は、事由によって異なります。

事由	保護者の状況	保育の必要量	有効期間
就労	会社や自宅を問わず、月48時間以上働いているとき。(通勤時間は含まない) <u>※就労は、継続的に収入を伴う労働です。</u> <u>無報酬など正当な金銭的收入を目的としない労働や家業の手伝い等は、就労と認められません。</u> 収入は、市町村民税の申告状況で確認します。	保育標準時間 (就労時間が月120時間以上) 保育短時間 (就労時間が月48時間以上120時間未満)	小学校就学前まで (ただし雇用期間が決まっている場合は、雇用期間終了まで)
妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき	保育標準時間	出産予定月の2か月前から出産日の2か月後の月末まで
疾病・障害	病気や障害のために保育が困難なとき	保育標準時間 または 保育短時間	療養が必要な期間
介護・看護	病気・ケガや障害のある親族を、常時(月に48時間以上)介護・看護しているとき	保育標準時間 または 保育短時間	介護・看護が必要な期間
災害復旧	被災し(震災、風水害、火災など)、自宅または近隣地の復旧にあたっているとき	保育標準時間	家屋復旧などに必要な期間



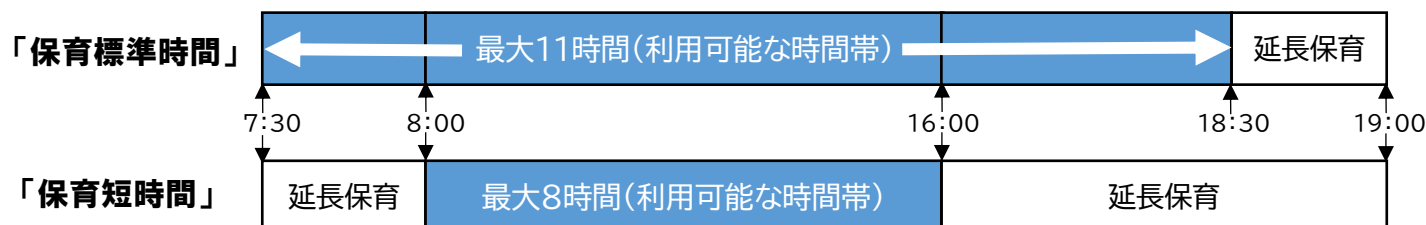
求職活動	就労する意思があり、仕事を探しているとき	保育短時間	90日以内
就学	学校または職業訓練校に就学しているとき	保育標準時間 または 保育短時間	就学期間中
育児休業	育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ※新規入所の場合は、 <u>育児休業が事由での申請はできません。</u>	保育短時間	育児休業終了前月まで(末日で育児休業終了の場合は、その月まで)

保育の必要量

保護者の状況に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」のどちらかに区分されます。

「保育標準時間」：保護者がフルタイム就労(月に120時間以上)などの方が利用できる区分です。最長11時間まで保育所の利用が可能です。

「保育短時間」：保護者がパートタイム就労(月に48時間以上120時間未満)などの方が利用できる区分です。最長8時間まで保育所の利用が可能です。



【認可保育所開所時間】 平日7:30～19:00、土曜日は市内一か所で集合保育とし7:30～18:30

【あゆみ乳児保育園】 平日7:30～18:30、土曜日7:30～12:00

※ 延長保育を利用するには、別途申込みが必要です。P. 13をご参照ください。

4. 求職中・妊娠・出産の取り扱いについて



求職活動中の取り扱いについて

★4月入所希望の新入児のうち、0歳児から2歳児は、有効期間内に就労や

その他の事由で認定とならない場合は、原則として6月末で退園となる可能性があります。

★5月以降入所希望の新入児のうち、0歳児から2歳児は、優先順位をつけての

保留となる場合があります。

妊娠・出産の取り扱いについて

★出産後に母が求職活動中の場合、0歳児から2歳児が保育園の利用を継続できるのは、

最長で産後6か月目の月末までとし、退園となる可能性があります。



5. 変更の届出について

教育・保育給付認定の内容(住所・氏名・保護者の状況・就労時間等)が変更になった場合には、認定の変更手続きが必要になりますので、速やかに届出してください。

【届出が必要な例】

- ・仕事を辞める時
- ・仕事が決まった時
- ・転職した時
- ・母子手帳を支給された時
- ・住所が変わった時
- ・育児休業期間が変更になった時

※届出した翌月から認定変更になります。



6. 入所申請受付期間

【入所受付期間】

一斉受付

受付期間: 令和 8 年 10 月 1 日(木)から 10 月 30 日(金)

入所対象月: 令和 9 年 4 月から令和 10 年 3 月

随時受付

受付期間: 入所希望月の 2 か月前の 20 日まで

入所対象月: 令和 9 年 5 月から令和 10 年 3 月(途中入所)

※ 入所予定者数を把握するため、途中入所希望の方も一斉募集の期間に申請にご協力ください。

※ 審査日程に影響がありますので、期日までに必要書類をそろえるようお願いします。

期日までに書類がそろっていない場合は、選考の対象にならないことがあります。



7. 入所申請書類

☐ 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申請書

☐ 保護者(父・母)の状況を確認できる書類 ※ ■の書類は様式があります。

保護者の状況		必要書類
就労	被雇用者(会社員、公務員、パート、アルバイトなど)	■就労証明書 ※雇用主が記載
	うち、産休・育休明け復職予定	■就労証明書 ※産休・育休取得期間、復職予定日を記載
	自営業 農業・漁業	■就労証明書 ※本人が記載 □事業を営んでいることがわかる書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届出書など)
	※法人登記された会社は除く	■就労証明書 ※事業主が記載 □就労を確認できる書類の写し(確定申告書、源泉徴収票、給与明細書、出勤記録(タイムカード)など)
	内職・業務委託(在宅就労の方)	■就労証明書 ※本人が記載 ■タイムスケジュール □就労を確認できる書類の写し(支払明細書、委託契約書など)
妊娠・出産		□母子健康手帳の写し(表紙、出産予定日のわかる部分)
疾病・障害	病気である	■診断書
	障害がある	□身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し
介護・看護		■介護・看護状況申立書 ■タイムスケジュール □被介護・看護者の状況のわかる書類の写し(診断書、介護保険被保険者証、障害者手帳など)
災害復旧		□罹災証明書
求職活動		■求職活動支援機関等利用証明書
就学(職業訓練を含む)		□学生証または在学証明書の写し □カリキュラム、時間割表の写し

☐ 家庭状況に応じて必要な書類

家庭の状況	必要書類
離婚を前提として別居中の家庭	□離婚調停中であることがわかる書類
同居者に障害児(者)がいる家庭	□障害者手帳、特別児童扶養手当証書、年金証書(障害年金)などの写し
入所希望児童にアレルギーがある場合	□保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導票
同居する65歳未満の親族などがある家庭 ※世帯が別でも同一住所の場合は同居とみなします	□同居親族などの状況を確認できる書類(上記保護者の状況を確認できる書類と同様の証明書など) ※理由が就労の場合は就労証明書のみ、介護・看護の場合は介護・看護状況申立書のみ提出してください。

☐ 同居の方(住民票の世帯に関係なく同居している方)の個人番号が記載された書類 (マイナンバーカード、マイナンバー通知カードまたは個人番号の記載された住民票のいずれか1点)

☐ お持ちいただく方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証 など)

※ 提出された書類で確認できない事項がある場合、追加書類の提出を求める場合があります。

虚偽の申請内容が判明した場合は、入所申請や入所承諾を取り消します。



8. 手続きの流れ

①書類をそろえて、子ども・子育て支援課に申請します。



②書類の審査、入所選考を行います。
保育の必要な事由、世帯状況などの項目ごとに点数化し、入所する施設を調整します。
(市外の施設を利用希望の場合は、施設所在市町村と入所協議を行います。)



③入所希望月の前月初旬に、選考結果を通知します。

入所決定の場合



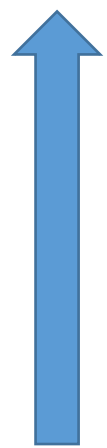
④入所前に各保育所で面談し、
保育所に入所。
※4月入所は、面談無し場合があります。

入所保留の場合



④保育所に入所できません。翌月以降の
入所選考の対象となります。

再 選 考
(入所決定の場合
のみ結果通知し
ます)



9. 広域入所について

広域入所とは、児童の住所地以外の市町村の保育所に入所する制度です。両親の勤務地の関係で住所地での入所が困難な場合や、母親の里帰り出産の場合などに広域入所できます。

須崎市に住民票があり、須崎市以外の保育所を希望する方

須崎市が申請の受付窓口になります。ただし、市町村により受付期間や必要書類、申請条件などが異なりますのでご注意ください。須崎市への申請の前に、必ず入所希望の保育所がある市町村へ、下記の事項をご確認ください。

- ☐ 入所申請が可能かどうか(広域入所を受付していない場合があります)
- ☐ 希望の保育所の空き状況
- ☐ 希望の保育所のある市町村の締切日(受付期間)
- ☐ その他必要書類や入所申請に関する注意事項

なお、市町村間の協議が必要となるため、必ず希望の保育所のある市町村の申請締切日の2週間前までに、書類をそろえて申請をしてください。

須崎市外に住民票があり、須崎市内の保育所を希望する方

申請手続きは住民票がある市町村で行っていただきます。必ず須崎市の受付期間内に、お住いの市町村からの協議書が間に合うように申請をしてください。詳しくは、お住いの市町村にご確認ください。

申込ができる方

0～5歳児(利用する年度の4月1日時点の年齢)であって、居住する市区町村が、保育の必要性を認定している児童です。

留意点

利用の可否は、利用希望施設の利用定員の状況や待機児童の発生状況等を勘案して、利用調整(選考)の時点で、須崎市児童の受入れに支障がないと判断できる場合に利用決定しています。

須崎市に転入予定の方

入所希望月の前月までに、須崎市に転入する予定のある方は、市内に住民票がある方と同様の扱いで入所選考を行います。須崎市の申請様式で、須崎市に直接申請をしてください。

ただし、入所希望月の前月末日までに転入できなかった場合には、入所できませんのでご注意ください。

⚠ 広域入所及び転入予定の申請者は、居住実態の確認をする場合があります。
住民票と居住実態が異なることが判明した場合は、入所申請や入所承諾を取り消す場合があります。



10. 入所の決定について

提出された書類により、市が入所する施設を決定し、結果を通知します。

※結果に関しての事前の問い合わせには回答できませんので、ご了承ください。

入所選考について

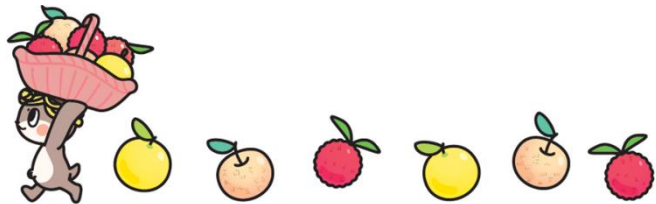
入所可能人数を超える申請があった場合は、保育が必要な事由や世帯状況などの項目ごとに、市が定めた基準に基づき点数化することにより優先順位を決定し、順位の高い児童から入所する施設を決定します。入所選考の結果、希望する施設に入所できない場合がありますのでご了承ください。

入所決定通知について

入所決定の場合は、「保育所入所承諾書」を、入所希望月の前月初旬に保護者宛に送付します。ただし、広域入所の場合は、通知できる時期が異なる場合があります。

※転入予定で申請された方は、須崎市への転入後に正式決定となります。入所前月末日までに転入が確認されない場合は、内定が取消しとなります。

※入所決定後に利用を辞退される方は、速やかに子ども・子育て支援課に連絡の上、届出をしてください。



利用保留となった場合

希望園に空きがなく、利用保留となった場合は、「利用保留通知書」を入所希望月の前月初旬に送付します。入所申し込みは、年度中は有効ですので、取下げがない限りは、翌月以降の選考の対象とします。再選考の結果は、入所決定の場合のみ通知します。

子育てのための施設等利用給付のみなし認定

利用保留となった方のうち、3～5歳児のすべての児童および0～2歳児で非課税世帯の児童については、子育てのための施設等利用給付のみなし認定を受けることができます。認定を受けると P.14の子育て関連サービスなどを利用したときに、施設等利用費が支給されます。みなし認定を受けた方は、子ども・子育て支援課まで申し出てください。



11. 入所後の注意事項

新入児のならし保育について

新入児については、保育所での集団生活に慣れてもらうことを目的として、「ならし保育」を実施します。入所当初は短時間の保育から始め、子どもの状況を確認しながら徐々に保育時間を延長していきます。子どもの年齢や状況により異なりますが、1～2週間程度が目安です。

ならし保育の期間中はお迎えの時間が早くなりますので、ご了承ください。

アレルギー対応について

アレルギーがある児童は、医師による「アレルギー疾患生活管理指導票」の提出が必要です。保育所または子ども・子育て支援課で様式を受け取り、提出してください。

食物アレルギーへの対応としましては、給食について基本的に除去食としています。アレルギーが心配される食品等については、できるだけご家庭でお試しいただきますようご協力をお願いします。ご不明な点がありましたら、保育所にお問い合わせください。

※申請後にアレルギーが判明した場合は、子ども・子育て支援課にご連絡ください。

家庭状況調査(現況届)について

年に1回(6月頃を予定)、「家庭状況調査」を行います。この調査は、子ども・子育て支援法により、世帯状況や保育の必要性などを再確認するために実施しますので、ご協力をお願いします。

転園について

入所後に、転園を希望する場合は、転園希望月の受付期間内に、保育施設等利用申請書を提出してください。ただし、新規申請の方と同時に入所選考を行うため、申請状況によっては転園できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

退園について

市外に転出する場合や、「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は、退園の手続きが必要になります。「退園届」を利用している保育所または子ども・子育て支援課まで提出してください。また、市外への転出を伴う場合は、「教育・保育給付認定(変更・取消)申請書」を子ども・子育て支援課に提出してください。



12. 保育料(利用者負担額)について

保育料算定方法

保育料は、児童の年齢や保護者の市町村民税額を基に、須崎市が定める基準により決定します。ただし、祖父母などが同居(世帯が別でも同一住所の場合は同居とみなします)しており、世帯の生計を支えていると認められる場合や、保護者が扶養控除、専従者控除の対象になっている場合は、祖父母などの市町村民税の所得割課税額も算入対象に含めて算定します。

なお、4月～8月までの保育料は前年度課税額を基準として、4月に決定・通知し、9月～3月までの保育料は現年度の課税額を基準として、9月に決定・通知します。

期別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基準とする課税年度	令和8年度 市町村民税額					令和9年度 市町村民税額						
課税の基準となる収入	令和7年1月から 令和7年12月までの収入					令和8年1月から 令和8年12月までの収入						

※年度の途中で市町村民税額や世帯の状況が変更になる場合は、保育料が変更になる場合もあります。

令和8年度 利用者負担額一覧(参考)

階層区分			月額保育料(0～2歳児)	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護受給世帯		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C	市町村民税のうち、均等割のみの課税世帯		12,400	12,000
D1	市町村民税所得割課税世帯	課税額 16,000円未満	15,400	15,000
D2		課税額 16,000円以上 32,000円未満	17,400	17,000
D3		課税額 32,000円以上 48,600円未満	19,400	19,200
D4		課税額 48,600円以上 65,000円未満	23,400	23,000
D5		課税額 65,000円以上 80,600円未満	27,400	27,000
D6		課税額 80,600円以上 97,000円未満	30,000	29,600
D7		課税額 97,000円以上 125,000円未満	35,400	34,800
D8		課税額 125,000円以上 150,000円未満	39,400	38,600
D9		課税額 150,000円以上 169,000円未満	44,400	43,800
D10		課税額 169,000円以上 235,000円未満	52,000	51,000
D11		課税額 235,000円以上 301,000円未満	54,400	53,400
D12		課税額 301,000円以上 397,000円未満	55,400	54,200
D13		課税額 397,000円以上	57,000	56,000



ひとり親世帯、在宅障害者(児)のいる世帯などで特別認定となる世帯のうち、所得階層が D5 以下の世帯は以下の表が適用されます。

階層区分			月額保育料(0～2歳児)	
			保育標準時間	保育短時間
C	市町村民税のうち、均等割のみの課税世帯		5,700	5,500
D1	市町村民税所得割課税世帯	課税額 16,000円未満	7,200	7,000
D2		課税額 16,000円以上 32,000円未満	8,200	8,000
D3		課税額 32,000円以上 80,600円未満 (D5 は課税額77,100円未満の世帯が対象)	9,000	9,000
D5				

第2子以降の保育料軽減について

須崎市では、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、

- ① 2人以上の子が保育所などを同時に利用している場合は、同時利用の子のうち2人目以降の保育料が無料になります。

保育所などには、保育所のほかに小規模保育施設、事業所内保育施設、幼稚園、認定こども園、特別支援学校用地部・知的障害児通園施設・難聴児通園施設・肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期利用施設通所部、児童デイサービスを含めます。(該当世帯は在園証明等の提出が必要な場合があります)

- ② 18歳未満(4月1日時点の年齢)のお子さんを2人以上養育している場合(①に該当する場合を除く)、第2子以降の保育料を **申請により免除**しています。

《対象者》

- ☐ 須崎市に住所があること
- ☐ 当該年度4月1日時点で保護者が養育する18歳未満の児童のうち、最年長の子から2人目以降の保育所などに入所している児童であること
- ☐ 保護者が市税、保育料を滞納していないこと

《手続き》

申請書類を子ども・子育て支援課に提出してください。詳細は利用者負担額決定通知の際にご案内します。

※ 利用者負担額決定通知書の通知日から20日以内に申請してください。期限を過ぎると、免除の開始が翌月からになります。

※ 申請は年度ごとに必要になります。

申請が必要な方は、忘れないように注意してね。



保育料の納付について

保育料の納付は、「口座振替」により行います。

なお、あゆみ乳児保育園については施設での徴収となります。

【取扱金融機関】

四国銀行・高知信用金庫・高知銀行・四国労働金庫・愛媛銀行・土佐くろしお農協・ゆうちょ銀行

保育料を滞納した場合

納付期限までに納付がされていない場合には、督促状を発付し、納付を求めます。

正当な事由があり一括納付が困難な場合は、納付について子ども・子育て支援課に相談していただき、分割での納付や申し出による児童手当からの特別徴収による納付もできます。

正当な事由がなく滞納が続く場合や、約束した期限までの納付がされない場合は、財産の調査(預貯金や勤務先への調査)を行い、差し押さえなどの滞納処分を行います。

また、滞納がある世帯については、保育所への入所調整の際に、優先順位が下がります。

延長保育料について

認定された区分を超えて保育を希望される方は、別途延長保育料がかかります。

□ 保育短時間の場合

延長保育の区分	月額	申請に必要な書類
早朝保育(7:30~8:00)	500円	①延長保育申込書 ②就労証明書などの延長保育が必要であることを証明する書類
居残り保育(16:00~18:30)	30分ごとに500円	
時間外保育(18:30~19:00)	1,000円	

□ 保育標準時間の場合

延長保育の区分	月額	申請に必要な書類
時間外保育(18:30~19:00)	1,000円	①延長保育申込書 ②就労証明書などの延長保育が必要であることを証明する書類

※ 延長保育の申込み:公立保育所(吾桑・安和)に入所されている方は子ども・子育て支援課に、私立保育所(おひさま・上分・浦ノ内・須崎)に入所されている方は、直接保育所に申込みしてください。

※ 延長保育料の徴収は、公立保育所については口座振替し、私立保育所については各保育所で徴収を行います。

※ 延長保育が必要なくなった場合は、「延長保育停止届」を提出してください。提出が遅れた場合、延長保育料の返還はできません。



13. 副食費(給食費)について

副食費については、0～2歳児は保育料に含まれていますが、3～5歳児については、制度による免除対象者(年収360万円未満相当世帯および第3子以降)を除き、実費徴収することになっています。

須崎市では保護者の子育てに係る経済的負担の軽減のため、徴収対象の世帯について、公立保育所では徴収を行わず、私立保育所や市外の保育所では児童の保護者に補助金を交付しています。補助金の手続きについては、利用料決定通知の際にお知らせします。

14. 市町村民税の申告について

保育料及び副食費は、保護者の市町村民税額を基に決定するため、収入がない方(求職活動中の方、育児休業中の方など)についても市町村民税の申告が必要になります。

また、就労している方で配偶者や事業主等の被扶養者となっている場合も、市町村民税の申告が必要となります。被扶養者とは、扶養者により生活費の援助を受けている者であり、就労による収入があることの確認はできません。

※未申告などにより住民税額が未確定の場合は、保育料を最高階層(最高額)で徴収することになりますので、ご注意ください。



15. 子育て関連サービスについて

こども誰でも通園制度

保護者の就労等の要件に関わらず、保育所等を時間単位で利用できます。家庭と異なる集団の中で他の子どもや保育士と関わることで、子どもの成長や発達を促すとともに、育児の相談相手として保育士からの助言を受けることができます。



- 利用できる児童 須崎市に住所があり、保育所等を利用していない児童
- 利用年齢 生後6ヶ月から満3歳未満
- 利用時間 月曜日～金曜日(8:00～16:00)(児童1人につき月10時間が上限)
- 利用料金 1時間:300円(別途、給食・おやつ代が必要な場合があります)
- 利用方法 事前申請が必要のため、子ども・子育て支援課までお申し込みください。

実施施設	所在地	連絡先
須崎保育園	須崎市東糺町2番28号	0889-40-3930

一時預かり

家庭で保育を行っている方が、保護者の病気、出産、冠婚葬祭などで児童の保育ができないときに、一時的に保育施設でお預かりします。



- 利用できる児童 保育所等を利用していない児童
- 利用年齢 満6ヶ月から就学前まで
- 利用時間 月曜日～金曜日(8:00～16:00)
- 利用料金 2時間まで:500円 4時間まで:1,000円 4～8時間まで:2,000円
- 利用日数 上限 週3回まで
- 利用方法 実施施設に直接お申し込みください。

実施施設	所在地	連絡先
おひさま保育園	須崎市吾井郷乙1917番地1	0889-59-0550

ファミリーサポートセンター

仕事や家庭の都合で子どもの送迎や預かりを頼みたい方と、子育てを応援したい方との橋渡しをし、子育てを助け合う会員制の有償ボランティア組織です。



- 利用できる児童 須崎市内に住所を有する児童
- 利用年齢 生後6ヶ月から小学校6年生まで
- 利用料金

曜日	時間	利用料金(1時間)
月曜日～金曜日 (祝日・年末年始除く)	7:00～19:00	600円
	19:00～21:00	700円
土曜日・日曜日・祝日・年末年始	7:00～19:00	700円
	19:00～21:00	800円

- 利用方法 子ども・子育て支援課までお申し込みください。



16. 各施設の紹介

吾桑保育園

所在地	須崎市吾井郷乙５２０番地 					
	鉄筋コンクリート造　２階建て　　　延べ床面積：９５５．１７㎡					
連絡先	TEL：０８８９－４２－０５２６					
保育年齢 利用定員	満１歳から小学校就学前まで ６０名					
R８年９月１日現在 在園児数	０歳児　０名　　１・２歳児　５名 ３歳児　６名　　４・５歳児　９名 合計　２０名					
職員の状況 (令和８年４月)	園長 １名 保育士 ５名 保育補助者 １名 調理員 ２名 その他(延長保育など) ３名 合計 １２名					
実施事業	障害児保育　早朝保育　延長保育					
行事予定 ※新型コロナウイルスの影響で変更・中止になった行事もあります。	遠足（４月、１０月、３月）運動会（５月、１０月） 愛園作業（５月、３月） ４～６月　入園進級式、家庭訪問、芋のつる植え ７～９月　プールあそび、七夕まつり（さくら会との交流） 平和集会、夏まつり、吾桑地区納涼祭、敬老会参加（年長） １０～１２月　保育まつり、芋ほり、高齢者との交流、遊園地ごっこ、 勤労感謝職場訪問、地質館行き（年長児）、クリスマス会 １～３月　節分、１日入学（年長）、人形劇上演、ひな祭り、交通安全教室（年長）、 非行防止教室（年長）、お別れ会、卒園式 毎 月 誕生会、身体測定、避難訓練、ストーリーテリング、リズム運動 内科検診（園医による）年２回 歯科検診 年２回 尿検査 年１回 保育参観（５月、１２月、２月） クラス懇談会 年１回					
開所時間	平日 ７時３０分～１９時 土曜 市内一か所にて集合保育実施 ７時３０分～１８時３０分					
通園バス	なし					



安和保育園

所在地	須崎市安和 665 番地 2		
			
	鉄筋コンクリート造 1階建て 延べ床面積：549.42㎡		
連絡先	TEL：0889-42-0931		
保育年齢 利用定員	満1歳から小学校就学前まで 30名		
R8年9月1日現在 在園児数	0歳児 0名	1・2歳児 2名	
	3歳児 3名	4・5歳児 8名	合計 13名
職員の状況 (令和8年4月)	園長 1名	主任保育士 1名	保育士 2名
	調理員 2名	その他(延長保育など) 2名	保育補助者 1名
			合計 9名
実施事業	障害児保育 早朝保育 延長保育		
行事予定	遠足(4月、10月、3月) 運動会(5月、10月) 愛園作業(5月、9月、3月)		
	4～6月	入園・進級式、家庭訪問、芋植え、防犯教室、交通安全教室、	
	7～9月	プール遊び、七夕まつり(婦人会との交流)、夏まつり、敬老会、安和地区夏まつり、平和の集い、1年生との交流	
	10～12月	芋ほり、焼き芋、地質館行き・みかん狩り・就学前健診(年長児)、勤労感謝職場訪問、お店屋さんごっこ、保育まつり、クリスマス会	
	1～3月	お正月遊び、節分、人形劇、ひな祭り、お別れ会、卒園式、1日入学・非行防止教室・通学路交通指導(年長児)	
	毎月	誕生会、身体測定、絵本読み聞かせ、ストーリーテリング、リズム運動、避難訓練	
	内科検診(園医による) 年2回 歯科検診 年2回 尿検査 年1回 保育参観(5月、2月) クラス懇談会 年1回		
開所時間	平日	7時30分～19時	
	土曜	市内一か所にて集合保育実施 7時30分～18時30分	
通園バス	なし		



おひさま保育園

所在地	須崎市吾井郷乙1917番地1 	
	木造平屋建て 延べ床面積：1878㎡	
連絡先	TEL：0889-59-0550	
保育年齢 利用定員	満6ヶ月から小学校就学前まで 190名	
R8年9月1日現在 在園児数	0歳児 8名 1・2歳児 49名 3歳児 26名 4・5歳児 60名 合計 143名	
職員の状況 (令和8年4月)	園長 1名 副園長 1名 主任1名 家庭支援推進保育士 1名 保育士23名 保育補助者 3名 調理員7名 その他(延長保育など)11名 合計 48名	
実施事業	障害児保育 早朝保育 延長保育 一時預かり 子育て支援センター(サンサンひろば)	
行事予定	遠足(4月、10月、3月)	
	運動会(5月、10月) 愛園作業(5月)	
	4～6月	入園進級式、家庭訪問、芋苗植え
	7～9月	プール開き、七夕の集い、夕涼み会、平和の集い、多ノ郷まつり プール閉じ、敬老会(5歳)
	10～12月	保育まつり、芋ほり、地質館行き(5歳) サンサンランド、リズム運動参観(幼児)、クリスマス会
	1～3月	防犯教室(規範意識4歳・5歳)、七草集会、一日入学、人形劇 通学路街頭指導(5歳)、節分、ひなまつり、お別れ会、卒園式
	毎月	誕生会、避難訓練、身体測定、ストーリーテリング(絵本の読み聞かせ)、 リズム運動、歯科指導(年4回)
内科検診(園医による) 年2回 歯科検診 年2回 尿検査 年1回		
保育参観(5月・2月) クラス懇談会 年1回		
開所時間	平日 7時30分～19時 土曜 市内一か所にて集合保育実施 7時30分～18時30分	
通園バス	保育園の統合に伴う通園バスあり(該当者のみ)	



上分保育園

所在地	須崎市上分甲 2 番地 2   保護者手作りの木のお家 のびっこ もっくん 鉄筋コンクリート造 1階建て 延べ床面積：517.76㎡	
連絡先	TEL：0889-46-0128	
保育年齢 利用定員	満1歳から小学校就学前まで 45名	
R8年9月1日現在 在園児数	0歳児 0名 1・2歳児 13名 3歳児 2名 4・5歳児 14名 合計 29名	
職員の状況 (令和8年4月)	園長 1名 主任保育士 1名 保育士 4名 保育補助者 2名 調理員 2名 その他(延長保育など) 6名 合計 16名	
実施事業	障害児保育 早朝保育 延長保育	
行事予定 ※新型コロナウイルスの影響で変更・中止になった行事もあります。	遠足(4月、10月、3月) 運動会(5月、10月) 愛園作業(4月、9月、3月)	
	4 ~ 6月	入園・進級式、家庭訪問、鮎の放流 食育・歯科指導、交通安全教室、消防指導避難訓練
	7 ~ 9月	プール開き、七夕集会(老人クラブ交流)、新荘地区かわうそフェスティバル 上分地区夏祭り、敬老会への参加(年長児)、プール閉じ
	10~12月	年長児(地質館見学)、芋ほり、保育まつり、消防指導避難訓練、不審者対応訓練 花植え(老人クラブ交流)、焼き芋パーティ(老人クラブ交流)、防犯教室 人形劇観劇、食育・歯科指導、お店屋さんごっこ、クリスマス会
	1 ~ 3月	節分、ひな祭りコンサート、お別れ会、卒園式 交通安全教室、非行防止教室、いちご狩り
	毎月	誕生会、避難訓練、身体測定、リズム運動、地域の方の読み聞かせ、 ストーリーテリング
	内科検診(園医による) 年2回 歯科検診 年2回 尿検査 年1回 保育参観(5月、2月) クラス懇談会 年1回	
開所時間	平日 7時30分~19時 土曜 市内一か所にて集合保育実施 7時30分~18時30分	
通園バス	なし	



浦ノ内保育園

所在地	須崎市浦ノ内東分１６８番地１８６	
		
	鉄筋コンクリート造 １階建て 延べ床面積：６５２．８７㎡	
連絡先	TEL：０８８９－４９－０６１０	
保育年齢 利用定員	満１歳から小学校就学前まで ５０名	
R 8年9月1日現在 在園児数	0歳児 2名 1・2歳児 8名 3歳児 8名 4・5歳児 12名 合計 30名	
職員の状況 (令和8年4月)	園長 1名 主任保育士 1名 保育士 6名 保育補助者 2名 調理員 2名 その他（延長保育など）4名 合計 16名	
実施事業	障害児保育 早朝保育 延長保育	
行事予定	遠足（4月、10月、3月） 運動会（5月、10月） 愛園作業（5月、9月、3月） 4 ～ 6月 入園進級式、家庭訪問、交通安全指導 7 ～ 9月 プール開き、七夕の集い、夕涼み会、敬老会参加、 小学校運動会への参加 10～12月 芋ほり、焼き芋、保育まつり、お店屋さんごっこ、 他園交流地質館行き（年長児）、民生児童委員との花植え、 クリスマス会、消防指導避難訓練、不審者対応訓練 1 ～ 3月 人形劇、節分行事、お別れ会、ピアノコンサート、 交通安全指導（年長児）、卒園式 毎月 誕生会、身体測定、避難訓練、ストーリーテリング、リズム運動 内科検診（園医による） 年2回 歯科検診 年2回 尿検査 年1回 保育参観（5月、2月） クラス懇談会 年1回（年長児2回）	
開所時間	平日 7時30分～19時 土曜 市内一か所にて集合保育実施 7時30分～18時30分	
通園バス	保育園の統合に伴う通園バスあり（該当者のみ）	



須崎保育園

所在地	須崎市東糺町2番28号 	
	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積：1892.27㎡	
連絡先	TEL：0889-40-3930	
保育年齢 利用定員	生後6ヶ月から小学校就学前まで 80名	
R8年9月1日現在 在園児数	0歳児 4名 1・2歳児 23名 3歳児 19名 4・5歳児 23名 合計 69名	
職員の状況 (令和8年4月)	園長 1名 主任保育士 1名 保育士 13名 保育補助者 3名 調理員 2名 その他(延長保育など) 6名 合計 26名	
実施事業	障害児保育 早朝保育 延長保育 乳児等通園支援事業(誰でも通園制度)	
行事予定	遠足(4月、10月、3月) 運動会(5月、10月) 愛園作業(9月、3月)	
	4 ~ 6月	入園進級式、家庭訪問、交通安全街頭指導、いちご狩り(年長児) お芋のつる植え
	7 ~ 9月	夕涼み会、人権七夕飾りつけ、JR七夕参加、プール参観、 平和の取り組み、幼稚園との交流会、敬老会参加
	10~12月	お芋堀り、地質館行き(年長児)、保育まつり、 就学時検診(年長児)、遊園地ごっこ、防火パレード、クリスマス会、 幼稚園との交流
	1 ~ 3月	人形劇、防犯教室、節分、桑田山行き、ひな祭り、 お別れ会、一日入学・通学路指導(年長児)、卒園式
	毎月	誕生会、避難訓練、身体測定、絵本の読み聞かせ、リズム運動
	内科検診(園医による) 年2回 歯科検診 年2回 尿検査 年1回 保育参観(6月、12月、2月) クラス懇談会 年1回(年長組2回)	
開所時間	平日 7時30分~19時 土曜 市内一か所にて集合保育実施 7時30分~18時30分	
通園バス	なし	



あゆみ乳児保育園

所在地	須崎市多ノ郷甲306番地96  木造 1階建て 延べ床面積：53.7㎡
連絡先	TEL：0889-42-8220
保育年齢	満3ヶ月から満3歳到達後最初の3月31日まで
利用定員	0・1・2歳児 合計 9名
職員の状況 (令和8年4月)	園長 1名 保育士 3名 調理員 1名 保育補助者 1名 合計 6名
実施事業	早朝保育
一日の流れ	～8：30 登園児より職員による視診、体温測定 自由遊び（室内、園庭、園周辺散歩） おやつ 離乳食、ミルク、給食 12：00 午睡 14：30 目覚め、離乳食、ミルク 15：00 おやつ、着替え、 降園準備の視診 降園 ※ 時間は目安です。お子さんの月齢や発達状況に応じて変更することがあります。
毎月の行事	避難訓練、お誕生日会
開所時間	平日 7時30分～18時30分 土曜日 7時30分～12時
行事予定	内科検診（園医による）年2回 歯科検診 年2回 尿検査 年1回
通園バス	なし



